JR東海労ニュース

№2462 2020年1月31日 JR東海労働組合



「新い人事・賃金制度等」の見直し問題点は山積!問題解決に向け要求提出!

本部は「新しい人事・賃金制度等」の見直しについて、まだまだ問題が多く、妥結できるような状況ではないとして、1月30日「新しい人事・賃金制度等」の見直しに関する申し入れ(『申第20号』)を提出し、団体交渉の開催を要求しました。

新幹線モニター制度廃止によって発生する高年齢雇用継続給付金の減額または給付停止、手当の頭打ちによる働けば働くほど損するしくみなど、断じて認めることはできません。以下、申し入れ内容です。

- 1. 新幹線乗務員(車掌長・列車長)に、東京駅到着列車のグリーン車の車内点検 を実施させようとしているが、手当を下げておきながら業務内容を増やすことは 認められないので、車内点検業務を中止すること。
- 2. 新幹線乗務員の労働条件は、車両のN700系に統一されることでスピードアップがされ労働密度が高くなる。現状以上の労働強化を行うのであれば、1日の労働時間を短縮すること。
- 3. 新幹線モニター制度が廃止されることを理由に、長距離通勤でなく近くの職場に転勤を希望する社員は、本人の希望する職場に転勤させること。
- 4. 新幹線定期券を支給されている社員が新幹線定期券でなく、自由席特急券代金での支給を希望した場合は、自由席特急券代金を支給すること。
- 5. 祝日手当は、廃止しないこと。また、新たに最繁忙期手当を新設して、年末年始、 ゴールデンウィーク、春休み、夏休み、シルバーウィークに支給すること。
- 6. 退職手当累計ポイントは、65歳まで加算すること。
- 7. 永年勤続者表彰は、現行制度を維持すること。
- 8. 運転無事故表彰制度は廃止せず、全社員を対象とした無事故表彰制度を新設すること。